

京都市訓令甲第 29 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市公印規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門川 大作

第 8 条第 2 項中「文書管理責任者」の右に「その他これに準じる者として行財政局総務部法制課長（以下「法制課長」という。）が認める者」を加え、「総務局総務部文書課長（以下「文書課長」という。）」を「法制課長」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「文書課長」を「法制課長」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 2 項本文、第 10 条第 1 項、第 11 条並びに第 12 条中「文書課長」を「法制課長」に改める。

第 13 条中「所轄局長」を「行財政局長」に改める。

別表第 2 市印（一般公印）及び市長印（一般公印）の項中「文書課長」を「法制課長」に改め、同表その他の公印の項中「又は市立大学の学長」を「市立大学の学長又はこれらに準じる者として法制課長が認める者」に改める。

第 2 号様式中「総務局総務部文書課長」を「行財政局総務部法制課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（総務局総務部文書課）